

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年倉吉市規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則に定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="188 869 469 904">1～21 略</td><td data-bbox="469 869 746 904"></td></tr><tr><td data-bbox="188 904 469 1872">22 <u>配偶者、父母、配偶者の父母、子(配偶者の子及び委託児童(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者をいう。)</u>を含む。以下この項において同じ。)若しくは孫(子の子をいう。)又は祖父母の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td data-bbox="469 904 746 1872">一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</td></tr><tr><td data-bbox="188 1872 469 1908">23～25 略</td><td data-bbox="469 1872 746 1908"></td></tr></table>	1～21 略		22 <u>配偶者、父母、配偶者の父母、子(配偶者の子及び委託児童(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者をいう。)</u> を含む。以下この項において同じ。)若しくは孫(子の子をいう。)又は祖父母の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	23～25 略		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則に定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="850 869 1131 904">1～21 略</td><td data-bbox="1131 869 1409 904"></td></tr><tr><td data-bbox="850 904 1131 1872">22 <u>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)</u>を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td data-bbox="1131 904 1409 1872">一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</td></tr><tr><td data-bbox="850 1872 1131 1908">23～25 略</td><td data-bbox="1131 1872 1409 1908"></td></tr></table>	1～21 略		22 <u>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)</u> を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	23～25 略	
1～21 略													
22 <u>配偶者、父母、配偶者の父母、子(配偶者の子及び委託児童(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者をいう。)</u> を含む。以下この項において同じ。)若しくは孫(子の子をいう。)又は祖父母の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間												
23～25 略													
1～21 略													
22 <u>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)</u> を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間												
23～25 略													

(倉吉市会計年度任用職員の取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 倉吉市会計年度任用職員の取扱いに関する規則(令和2年倉吉市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
1 略		1 略	
2 会計年度任用職員の特別休暇の取扱いは、次に掲げるとおりとする。		2 会計年度任用職員の特別休暇の取扱いは、次に掲げるとおりとする。	
原因	期間	原因	期間
1～13 略		1～13 略	
14 <u>配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者をいう。）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）又は祖父母の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその者の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間	14 <u>中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子を含む。以下同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
	有給・無給の別		有給・無給の別
	有給		有給
15～19 略		15～19 略	

（倉吉市保育所等における保育の利用等に関する規則）

第3条 倉吉市保育所等における保育の利用等に関する規則（平成27年倉吉市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第10条 園長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の休暇(特別休暇(生理休暇、夏季休暇及び看護休暇を除く。))、病気休暇、介護休暇、育児休暇(部分休業を含む。))及び育児短時間勤務を除く。))及び欠勤に関すること。</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第10条 園長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の休暇(特別休暇(生理休暇、夏季休暇及び子の看護休暇を除く。))、病気休暇、介護休暇、育児休暇(部分休業を含む。))及び育児短時間勤務を除く。))及び欠勤に関すること。</p> <p>(4)～(9) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。